

山口県中部1市4町 合併協議会だより

第5号

平成17年7月1日
発行

- 第5回山口県中部1市4町合併協議会概要 P2~P3
- 新市特別職報酬等審議会答申概要 P4
- 合併に伴う住所変更手続きについて P5~P7



各庁舎玄関口に
カウントダウンボードを設置しました



第5回山口県央部1市4町合併協議会

平成17年5月19日
ば・る・るプラザ山口

【報告事項】

協議会委員の変更について

4月1日付けの県の人事異動に伴い、前任の岡田実市町村合併推進室室長、櫻部裕人山口県税事務所長に代わり、後任に宮崎正入室長、萬屋卓治所長が就任されましたので、委員の変更を行ったことについて報告をしました。



第5回協議会

合併に関する総務省告示について

山口県央部1市4町の合併に伴う総務大臣告示が、4月28日付けの官報に掲載されたことの報告がありました。この告示により、10月1日の1市4町の合併が法的にも確定したことになります。

総務省告示第五百十三号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、山口市、佐波郡徳地町、吉敷郡秋穂町、同郡小郡町及び同郡阿知須町を廃し、その区域をもって山口市を設置する旨、山口県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年十月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年四月二十八日

総務大臣 麻生 太郎

平成16年度山口県央部1市4町合併協議会事業報告、決算報告について

平成16年度の事業内容と収支決算について報告をしました。

平成16年度 事業報告

【1】会議の開催

協議会

第1回(9/11) 第2回(9/30)

第3回(11/25) 第4回(2/24)

・協定項目の協議・確認

新市まちづくり施策検討小委員会

第1回(9/15) 第2回(9/21)

第3回(11/15)

・新市建設計画(新市まちづくり計画)案の協議

新市特別職報酬等審議会

第1回(3/11) 第2回(3/26)

・報酬等についての審議

幹事会

・協議会提案事項について協議、調整 8回
開催

専門部会・分科会

・事務事業の一元化に向けた協議、調整

【2】情報提供及び広報啓発活動の実施

協議会だよりの発行

創刊号(10/1) 特別号(10/15)

第2号(11/1) 第3号(1/1)

ホームページの充実

・協議内容や議事録、会議資料等を掲載

新市建設計画の作成

・新県都のまちづくり計画本冊及び概要版の作成

1市4町合同特別番組の作成

・新市のまちづくり等の啓発番組の作製、放送

【3】調査研究事業の実施

電算システム統合調査研究

各市町の例規比較検討

平成16年度 歳入歳出決算書(平成16年8月23日~平成17年3月31日)

【歳入】 (単位:円)				【歳出】 (単位:円)			
科目	予算現計	収入済額	差引額	科目	予算現計	支出済額	差引額
負担金	27,540,000	27,540,000	0	総務管理費	9,949,000	8,839,388	1,109,612
諸収入	1,000	162	- 838	事業推進費	16,592,000	10,346,797	6,245,203
合計	27,541,000	27,540,162	- 838	予備費	1,000,000	0	1,000,000
				合計	27,541,000	19,186,185	8,354,815

(歳入) 27,540,162円 - (歳出) 19,186,185円 = 8,353,977円

新市における市長、助役、収入役及び教育長の給料の額

職名	調整額	
市長	月額	990,000円
助役	"	810,000円
収入役	"	706,000円
教育長	"	712,000円

職務執行者の給料の額

職名	調整額	
職務執行者	月額	990,000円

新市における議会の議員及び議長等の報酬の額

職名	調整額	
議長	月額	557,000円
副議長	"	480,000円
委員長	"	459,000円
副委員長	"	454,000円
議員	"	449,000円

在任特例期間中の議会の議員及び議長等の報酬の額

職名	調整額	
議長	月額	540,000円
副議長	"	465,000円
委員長	"	各市町の議員現行額に10,000円を加えた額
副委員長	"	各市町の議員現行額に5,000円を加えた額
議員	"	各市町の現行額

新市における特別職の報酬等の額について
 新市特別職報酬等審議会は、構成団
 体から推薦された3名ずつの計15名
 で、4回の審議会を開催し、慎重かつ
 総合的に審議されました。5月2日に
 答申を受け、正副会長で検討を行った
 結果、十分に民意を考慮されたうえで
 の内容であり答申を最大限に尊重した
 として、次のとおり報告がありました。

【協議事項】
 平成17年度山口県中部1市4町
 合併協議会補正予算(第1号)
 (案)について
 平成16年度の収支決算において生じ
 た剰余金を17年度予算に繰越し、10月
 1日の合併に向けての啓発事業、PR
 等の充実を図るもので、原案のとおり
 確認されました。

平成17年度 山口県中部1市4町合併協議会補正予算

【歳入】 (単位:千円)				内	容
科目	補正前の額	補正額	計		
負担金	8,887	0	8,887		
諸収入	1	0	1		
繰越金	0	8,353	8,353	前年度繰越金	
合計	8,888	8,353	17,241		

【歳出】 (単位:千円)				内	容
科目	補正前の額	補正額	計		
会議運営費	942	0	942		
事務局運営費	4,726	0	4,726		
事業推進費	2,720	8,353	11,073	合併啓発横断幕・懸垂幕、印刷製本等	
予備費	500	0	500		
合計	8,888	8,353	17,241		

【次回協議日程】

次回の第6回協議会は、8月25日
 午後2時から、小郡町公民館で開催す
 ることになりました。

新市特別職報酬等審議会答申

新市特別職報酬等審議会は、1市4町から推薦された15人の委員で構成され、協議会会長から諮問を受け、次の事項について審議が行われました。

新市における市長、助役、収入役及び教育長の給料の額
職務執行者の給料の額
新市における議会の議員及び議長等の報酬の額
在任特例期間中の議会の議員及び議長等の報酬の額

新市における市長、助役、収入役及び教育長の給料の額
同規模自治体及び近隣自治体の例を参考に審議した結果、新「山口市」は、約19万人の人口となり、県内では「下関市」に次ぐ第2の都市となり、また面積も広大となり、更に職責が増すものと考えられ、現在の山口市長の額（96万円）より増額することが望ましいとしました。
しかし、財政状況等を考慮すると、大幅な増額は難しく、現在県内2番目の都市である「宇部市」の市長の給料額と同等の額が適当であるとの結論になりました。
また、助役、収入役及び教育長については、市長の増加率、現在の山口市長の給料額に対する比率を考慮し、調整しました。



職務執行者の給料の額

新市長と同等の職責を果たす義務があり、合併先進自治体の事例を参考に審議した結果、新市長と同額としました。

新市における議会の議員及び議長等の報酬の額

同規模自治体及び近隣自治体の例を参考に審議した結果、人口、面積とも増大し、特例期間終了後の定数は34人となり、更に職責が増すものと考えられ、現在の山口市の議員の額（43万5千円）より増額することが望ましいとしました。
しかし、財政状況等を踏まえ新市長と同程度の率で増額するとしました。

また、議長等の報酬額は、新市の議員の額に現在の山口市の議長等への報酬加算の比率を踏まえて調整しました。

在任特例期間中の議会の議員及び議長等の報酬の額

同一の市において、同じ職責を持つ議員は基本的にはその報酬の額も同一であるべきと考えられますが、あくまで在任特例期間中の7か月間は特例であり、合理化効果や住民感情等を考慮し、合併先進事例を参考に審議した結果、それぞれ1市4町の現行額が適当であるとの結論に至りました。

また、議長、副議長については、一般の議員と比べ活動日数等も大幅に多くなり、職責も増すものと思われることから、どの市町出身の議員が就任しても、現在の山口市の議長・副議長の額とすることが適当であると判断しました。

しかし、委員長・副委員長職については、それぞれの市町の議員の現行額に、現在の山口市の一般の議員と委員長との差額（10,000円）と、副委員長との差額（5,000円）をそれぞれ加えた額とすることが適当であると判断しました。



答申風景

現在報酬等の額（月額）

（単位：円）

区分	山口市	小郡町	秋穂町	阿知須町	徳地町
市町長等	市長	960,000	792,000	731,000	735,000
	助役	785,000	655,000	597,000	600,000
	収入役	685,000	598,000	-	-
	教育長	690,000	598,000	546,000	550,000
議員	議長	540,000	303,000	272,000	280,000
	副議長	465,000	241,000	215,000	223,000
	委員長	445,000	230,000	210,000	212,000
	副委員長	440,000	-	-	-
	議員	435,000	220,000	200,000	207,000

合併に伴う住所変更手続きについて

市・町に関するもの

問い合わせについては、合併までは現在のお住まいの市役所、町役場担当課へお願いします。
合併後については、新「山口市」の組織、機構が決まりしだいお知らせいたします。

手続きが必要なもの

詳細はそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。

項目	該当者	住所変更の手続き等	問い合わせ先（合併前）
印鑑登録証	登録証をお持ちの方	小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町の方は、随時山口市のカードと交換します。山口市の方は、ご希望がある場合、新しいカードと交換します。	(山口市)市民課 083-934-2769 (小郡町)町民課 083-973-8134 (秋穂町)町民課 083-984-8022 (阿知須町)住民課 0836-65-4111(代表) (徳地町)町民課 0835-52-1113

手続きが必要でないもの

詳細はそれぞれの問い合わせ先にご確認ください。

戸籍・住民登録など

項目	該当者	住所変更の手続き等	問い合わせ先（合併前）
住民票	住民登録をされている方	変更の手続きは、必要ありません。	(山口市)市民課 083-934-2769 (小郡町)町民課 083-973-8134 (秋穂町)町民課 083-984-8022 (阿知須町)住民課 0836-65-4111(代表) (徳地町)町民課 0835-52-1113
戸籍	戸籍のある方		
外国人登録	外国人登録証明書をお持ちの方		
住民基本台帳カード	カードをお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。そのまま有効期限まで使用できます。	

母子保健・児童福祉など

項目	該当者	住所変更の手続き等	問い合わせ先（合併前）
乳幼児医療費受給資格者証	受給資格者証をお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。現在発行の受給資格(者)証は、新市で発行する受給資格(者)証が、お手元に届くまで使用できません。	(山口市)保険年金課 083-934-2803 (小郡町)健康福祉課 083-973-8145 (秋穂町)町民課 083-984-8022 (阿知須町)健康福祉課 0836-65-4111(代表) (徳地町)健康福祉課 0835-52-1121
母子家庭医療費受給者証			
重度心身障害者医療費受給資格証			
母子健康手帳	手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。	(山口市)健康増進課 083-921-2666 (小郡町)健康福祉課 083-973-8145 (秋穂町)健康福祉課 083-984-8023 (阿知須町)健康福祉課 0836-65-4111(代表) (徳地町)健康福祉課 0835-52-1121

項目	該当者	住所変更の手続き等	問い合わせ先（合併前）
児童手当 児童扶養手当 特別児童手当	給付を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	(山口市) 児童家庭課 083-934-2797 (小郡町) 健康福祉課 083-973-8145 (秋穂町) 健康福祉課 083-984-8023 (阿知須町) 健康福祉課 0836-65-4111 (代表) (徳地町) 健康福祉課 0835-52-1121

老人保健など

項目	該当者	住所変更の手続き等	問い合わせ先（合併前）
老人保健法医療受給者証	受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町の方は、現在発行の受給者証、認定証、受療証は、新市で発行する各証がお手元に届くまで、そのまま使用できます。山口市の方は、現在発行のものを引き続き使用できます。	(山口市) 保険年金課 083-934-2803 (小郡町) 町民課 083-973-8131 (秋穂町) 町民課 083-984-8022 (阿知須町) 住民課 0836-65-4111 (代表) (徳地町) 健康福祉課 0835-52-1121
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	認定証をお持ちの方		
老人保健特定疾病療養受療証	受療証をお持ちの方		

国民健康保険など

項目	該当者	住所変更の手続き等	問い合わせ先（合併前）
国民健康保険被保険者証 国民健康保険退職被保険者証	被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。現在発行の被保険者証、認定証、受給者証、受療証は、新市で発行する各証がお手元に届くまで、そのまま使用できます。	(山口市) 保険年金課 083-934-2801 (小郡町) 町民課 083-973-8131 (秋穂町) 町民課 083-984-8022 (阿知須町) 住民課 0836-65-4111 (代表) (徳地町) 健康福祉課 0835-52-1121
国民健康保険標準負担額減額認定証	認定証をお持ちの方		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
国民健康保険高齢受給者証	受給者証をお持ちの方		
国民健康保険特定疾病療養受療証	受療証をお持ちの方		

障害者福祉など

項目	該当者	住所変更の手続き等	問い合わせ先（合併前）
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。	(山口市) 高齢障害課 083-934-2794 (小郡町) 健康福祉課 083-973-8143
心身障害者扶養共済制度	制度加入者	住所変更の手続きは、必要ありません。	(秋穂町) 健康福祉課 083-984-8023
身体障害者居宅受給者証 知的障害者居宅受給者証 児童居宅受給者証 身体障害者施設受給者証 知的障害者施設受給者証	受給者証をお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。現在発行の受給者証は、新市で発行する受給者証がお手元に届くまで、そのまま有効期限内で使用できます。	(阿知須町) 健康福祉課 0836-65-4111 (代表) (徳地町) 健康福祉課 0835-52-1121

介護保険など

項目	該当者	住所変更の手続き等	問い合わせ先（合併前）
介護保険被保険者証	被保険者証をお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。現在発行の被保険者証、認定証は、新市で発行する被保険者証、認定証がお手元に届くまで、そのまま使用できます。	(山口市) 介護保険課 083-934-2795 (小郡町) 高齢生活課 083-973-8154 (秋穂町) 健康福祉課 083-984-8023 (阿知須町) 健康福祉課 0836-65-4111 (代表) (徳地町) 健康福祉課 0835-52-1121
介護保険標準負担額減額認定証	認定証をお持ちの方		
介護保険特定標準負担額認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）	認定証をお持ちの方		
介護保険利用者負担額減額、免除等認定証（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証）			

その他

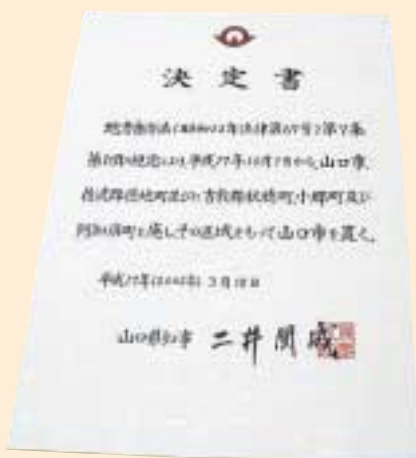
項目	該当者	住所変更の手続き等	問い合わせ先（合併前）
法人の事業所等の住所変更手続き	法人事業者等	住所変更の手続きは、必要ありません。	(山口市) 課税課 083-934-2734 (小郡町) 税務課 083-973-2415 (秋穂町) 税務課 083-984-8024 (阿知須町) 税務課 0836-65-4111 (代表) (徳地町) 税務課 0835-52-1115
原動機付き自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	標識をお持ちの方	住所変更の手続きは、必要ありません。現在の標識（ナンバープレート）は、合併後も引き続き使用できます。	
道路占用許可（市町道、準用河川）	許可を受けている方	住所変更の手続きは、必要ありません。	(山口市) 土木課 083-934-2834 (小郡町) 建設課 083-973-8163 (秋穂町) 建設課 083-984-8024 (阿知須町) 建設課 0836-65-4111 (代表) (徳地町) 建設課 0835-52-1118
農業者年金証書	農業者年金被保険者及び受給者		(山口市) 農業委員会事務局 083-934-2882 (小郡町) 農業委員会事務局 083-973-8160 (秋穂町) 農業委員会事務局 083-984-8012 (阿知須町) 農業委員会事務局 0836-65-4111 (代表) (徳地町) 農業委員会事務局 0835-52-1122
犬の登録	犬の飼い主		(山口市) 環境保全課 083-934-2775 (小郡町) 環境衛生課 083-973-8136 (秋穂町) 町民課 083-984-8022 (阿知須町) 生活環境課 0836-65-4111 (代表) (徳地町) 町民課 0835-52-1113

10月1日(土) 新「山口市」の誕生に向けて

10月1日に誕生する新「山口市」をPRする横断幕や懸垂幕を1市4町の庁舎など20箇所に取り付けました。

また、合併期日までの残日数を掲示するカウントダウンボードも各庁舎の玄関等に設置しています。

なお、この日は全国で50団体が誕生し、合併特例法施行以来もっとも多くの新しい自治体が誕生する日となります。



3月23日、二井県知事より1市4町それぞれの首長は、「合併決定書」の交付を受けました。

合併決定書の交付

各市町の合併担当課

山口市企画経営課中核都市推進室
TEL 083-934-2747
FAX 083-934-2642
E-mail:kikaku@city.yamaguchi.yamaguchi.jp

小郡町まちづくり推進課
TEL 083-973-2414
FAX 083-973-4892
E-mail:mati@town-ogori.jp

秋穂町企画課
TEL 083-984-8026
FAX 083-984-5299
E-mail:kikaku@aiocho.jp

阿知須町企画課
TEL 0836-65-4111
FAX 0836-65-4116
E-mail:kikaku@ajisu.com

徳地町企画財政課
TEL 0835-52-1119
FAX 0835-52-1470
E-mail:gappei@town.tokuji.yamaguchi.jp

合併協議会の協議内容等をご覧ください。

会議資料と会議録は、合併協議会事務局及び各市町の役所、役場などで閲覧できます。

詳しくは、合併協議会事務局あるいは各市町の合併担当窓口までお問い合わせください。

また、下記アドレスからもご覧いただけます。
<http://www.kenou.jp/>

編集・発行 山口県央部1市4町合併協議会

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所内
TEL 083-934-6214
FAX 083-922-8520
E-mail: info@kenou.jp